

○ 今年度に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから諮問までに90日超を要したものの(資料9)

	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
金融庁	特定銀行設立に伴う営業の免許申請書	H18.3.27	H18.7.7	102	対象文書が大量であり、不開示の妥当性を再精査するのに時間を要したため
	特定銀行設立に伴う営業の免許(予備審査)申請書	H18.3.27	H18.7.7	102	対象文書が大量であり、不開示の妥当性を再精査するのに時間を要したため
法務省	平成13年度司法試験第二次試験における請求者本人の解答案	H16.8.27	H18.8.31	724	他の複数の情報公開案件(訴訟への対応, 決定書作成)の処理と重なったため。
	平成16年度司法試験第二次試験における請求者本人の解答案	H16.9.13	H18.8.31	708	他の複数の情報公開案件(訴訟への対応, 決定書作成)の処理と重なったため。
	処分説明書等の一部開示決定に関する件	H17.4.19	H18.4.11	357	業務が多忙であったため
	平成17年12月1日付け法務省管在第5014号「不法残留者数の削減のための厳格な上陸審査等の実施について(通知)」	H18.5.17	H18.10.3	139	業務が繁忙を極めていたため。
	福岡拘置所E棟の電気関係・機械関係図面等の一部開示決定に関する件	H18.6.22	H18.9.25	95	他に多数の不服申立て案件を審査中であり, 当該案件に係る審査事務, 情報公開・個人情報保護審査会対応事務を並行して行っていたため。
	福岡拘置所E棟の電気関係・機械関係図面等の不開示決定に関する件	H18.6.22	H18.9.25	95	他に多数の不服申立て案件を審査中であり, 当該案件に係る審査事務, 情報公開・個人情報保護審査会対応事務を並行して行っていたため。
	福岡拘置所D棟の特定居室周辺の構造が分かる図面等の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.22	H18.9.25	95	他に多数の不服申立て案件を審査中であり, 当該案件に係る審査事務, 情報公開・個人情報保護審査会対応事務を並行して行っていたため。
	特定刑事施設において特定日に特定懲罰を言渡され, 当日執行停止とされた懲罰に関する調書等の不開示決定に関する件	H18.9.13	H18.12.20	98	他に多数の不服申立て案件を審査中であり, 当該案件に係る審査事務, 情報公開・個人情報保護審査会対応事務を並行して行っていたため。
東京拘置所の「総合警備監視室の運用について」の一部開示決定に関する件	H18.9.25	H19.1.12	109	他に多数の不服申立て案件を審査中であり, 当該案件に係る審査事務, 情報公開・個人情報保護審査会対応事務を並行して行っていたため。	

	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
外務省	1959年3月6日に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書(他、計6件)	H16.9.3	H18.12.8	826	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
	「日米合同委員会議事録(施設以外)」に綴られた文書の全て(他、計22件)	H17.5.16	H18.10.5	507	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中していたため。
	「行政協定に基づく合同委員会合意インデックス」に綴られている文書の全て(他、計2件)	H17.10.3	H18.10.5	367	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中していたため。
	「日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意」(平成15年度(行情)答申第709号3頁)された事実を示す文書ないしその事実を記録した文書	H17.12.19	H18.10.5	290	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中していたため。
	「日米同盟未来のための変革と再編」(05年10月29日)に関してファイル化された文書の全て	H18.1.5	H18.6.28	174	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中していたため。
	平成15年(行情)諮問第569号における対象文書。※柳井駐米大使が田中外相に送った自衛隊艦艇の早期派遣をなどを求める意見書	H18.1.24	H18.8.17	205	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中していたため。

	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
外務省	平成16年度(行情)答申第304号で特定された文書1及び文書2(他、計2件)	H18.1.24	H18.8.17	205	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中していたため。
	「北朝鮮による飛翔体発射事案に関する外務省緊急対策本部」(ないしはその庶務担当部局)が、同事案に関して行政文書ファイルに綴った文書の全て	H18.12.25	H19.3.26	91	不服申立ての対象文書が著しく大量であって、調査・検討に時間を要したため。
厚生労働省	特定年度に特定労働局管内で送検されたすべての司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H16.8.26	H19.3.16	932	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度に特定労働局が法違反で企業名を公表した資料の全部開示決定に対して対象文書が他にも存在するとして開示を求めるもの	H16.8.26	H19.3.16	932	不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度に特定労働局管内で送検されたすべての司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H16.8.26	H19.3.16	932	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度に特定労働局管内で送検されたすべての司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H16.8.26	H19.3.16	932	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定証書番号に係る年金給付決定関係文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.9.27	H19.3.12	896	不服申立事案に係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の特定労働局管内の送検されたすべての司法事件情報一覧	H16.11.29	H19.3.16	837	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。

	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定年度の特定労働局他13労働局管内で送検されたすべての司法事件情報一覧の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H16.11.30	H19.3.16	836	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件情報一覧(33労働局分)の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.1.19	H19.3.16	786	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年月の特定職業安定所の超過勤務命令簿、超過勤務伺の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.5.31	H18.9.6	463	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年度の特定事業場に係る解雇予告除外認定綴	H17.6.20	H18.11.30	528	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.7.6	H19.3.16	618	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.7.6	H19.3.16	618	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.7.6	H19.3.16	618	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.7.6	H19.3.16	618	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。

	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定年度の司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.7.6	H19.3.16	618	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.10.11	H19.3.16	521	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.10.11	H19.3.16	521	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.10.11	H19.3.16	521	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.10.11	H19.3.16	521	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.10.11	H19.3.16	521	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度に特定労働局が委嘱した労災協力医名簿の不開示決定に対し開示を求めるもの	H17.10.18	H18.10.26	373	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定学校法人の特定養成施設指定申請書及び承認文書	H18.2.27	H18.7.10	133	対象文書が著しく大量であり、資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため

	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	じん肺健康診断結果証明書(特定年度以降の労災認定事案)の不開示決定に対し取り消しを求めるもの	H18.3.7	H18.8.28	174	不服申立に係る事案の処理が集中している上に、不服申立に係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	障害者任免状況通報書(特定年度特定労働局分)	H18.3.14	H18.6.15	93	所掌業務が著しく多忙であったため
	特定労働基準監督署受付の計画届の添付書類不開示決定に対し開示を求めるもの	H18.3.23	H18.9.20	181	慎重な検討が必要であったこと。また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定個人の申告に基づき特定事業場に指導した書類及び経過がわかる書類不開示(存否不応答)に対し開示を求めるもの	H18.5.9	H19.2.27	294	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)の支給申請書の表面につき、その一部を不開示とした決定に対し開示を求めるもの	H18.5.15	H18.8.24	101	案件が複雑で処分庁との調整に時間を要し、且つ、所管業務が多忙を極めたため。
	「特定ファイル」のうち「労働保険審査会参与」(特定年月日)についての部分開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H18.5.16	H19.1.15	244	諮問に要する書類準備等に時間を要したため。
	労働保険審査会任免綴(特定年度)の一部開示決定に対し開示を請求するもの	H18.7.4	H19.1.15	195	諮問に要する書類準備等に時間を要したため。
	労働保険審査会任免綴(特定年度)の一部開示決定に対し開示を請求するもの	H18.7.4	H19.1.15	195	諮問に要する書類準備等に時間を要したため。

	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	労働保険審査会任免綴(特定年度)の一部開示決定に対し開示を請求するもの	H18.7.4	H19.1.15	195	諮問に要する書類準備等に時間を要したため。
	特定年度の人口動態調査特別集計結果(中皮種の死亡者数)の一部開示決定に対し取り消しを求めるもの	H18.9.15	H19.3.29	195	諮問に要する書類準備等に時間を要したため。
経済産業省	平成15年度省エネ法第11条に基づく定期報告書	H17.1.7	H18.5.24	502	特定の課の特定の担当者に係る案件について大量の審査請求が集中し、3つの行政訴訟も同時並行で進んでいたため、その精査及び処理に多くの時間を要したため。
資源エネルギー庁	特定鉱山の昭和40年から昭和46年までの施設変更認可申請書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.5.26	H18.10.4	131	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要しているため。
	特定鉱山の鉱業廃棄物処理場の設置届及び変更届の一部開示決定に関する件	H18.12.13	H19.3.16	93	特定の課の特定の担当者に係る案件について、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該担当者に業務が集中し、通常業務も処理しながら対応せざるをえず、作業に遅延が生じた。
国土交通省	国道41号加茂郡白川町の特定地点付近の路面表示の考え方がわかる資料の不開示決定(不存在)に関する件	H17.3.29	H18.9.14	534	審査請求書の補正、不服申立人との調整、関係機関との調整等に時間を要したため。
	住宅性能表示制度の施行にあたり「劣化の軽減に関する評価」を検討した委員会の会議議事録と資料等その根拠となる文書一切の不開示決定(不存在)に関する件	H17.11.22	H18.11.8	351	文書不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要したため。

	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	特定日付の巡回作業日報等の一部開示決定に関する件	H18.2.3	H19.1.12	343	同一の不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。
	特定地番内にある五段重ねガードレールの設置年月日等の分かる全情報に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.2.6	H19.1.12	340	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要した他、同一の不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。
	検定証明書等の一部開示決定に関する件	H18.3.16	H19.1.12	302	同一の不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。
防衛省	平成17年度防衛庁職員採用Ⅰ種試験実施結果	H18.4.28	H18.9.11	136	異議申立書の記載不備事項の補正に時間を要したため。
	平成16年度防衛庁職員採用Ⅰ種試験実施結果	H18.4.28	H18.9.11	136	異議申立書の記載不備事項の補正に時間を要したため。
	平成17年度防衛庁職員採用Ⅱ種試験実施結果	H18.4.28	H18.9.11	136	異議申立書の記載不備事項の補正に時間を要したため。
	平成16年度防衛庁職員採用Ⅱ種試験実施結果	H18.4.28	H18.9.11	136	異議申立書の記載不備事項の補正に時間を要したため。
	特定企業報告書「将来SAM」関連情報の流出事案について	H18.5.16	H18.10.12	149	所掌業務が著しく多忙であったため。
	特定事案について防衛庁長官に報告した際に用いた資料	H18.5.8	H18.10.12	157	特定事案に関し、本事案の他に異議申立てを受けており、両事案の事務処理を併せて行ったため。
	イラク人道復興支援活動の教訓 インフォメーションオペレーション	H18.10.31	H19.2.5	97	同時期に複数の異議申立てがあったため、事務処理に時間を要したため。
	第4科情報資料	H18.10.31	H19.2.5	97	同時期に複数の異議申立てがあったため、事務処理に時間を要したため。
	情勢資料	H18.10.10	H19.2.19	132	同時期に複数の異議申立てがあったため、事務処理に時間を要したため。

	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛省	平成14年度米国における実動訓練成果について	H18.10.10	H19.2.19	132	同時期に複数の異議申立てがあったため、事務処理に時間を要したため。
	平成12年度隊務運営計画(中央調査隊)	H18.10.10	H19.2.19	132	同時期に複数の異議申立てがあったため、事務処理に時間を要したため。
	平成7年度中央調査隊史(中央調査隊)	H18.10.10	H19.2.19	132	同時期に複数の異議申立てがあったため、事務処理に時間を要したため。
	平成16年度情報収集計画について	H18.10.10	H19.2.19	132	同時期に複数の異議申立てがあったため、事務処理に時間を要したため。
	秘密区分指定簿(平成13年中央調査隊)	H18.10.10	H19.2.19	132	同時期に複数の異議申立てがあったため、事務処理に時間を要したため。
	平成13年度日米共同方面隊指揮所演習(米国)実施に関する陸上自衛隊一般命令他	H18.10.24	H19.2.19	118	同時期に複数の異議申立てがあったため、事務処理に時間を要したため。
	平成17年(行情)諮問第337号において防衛庁が提出した理由説明書でいう「他国から公表を前提としないで入手した情報」及び「陸上幕僚監部調査部が収集した情報」に該当する文書の全て	H18.10.24	H19.2.19	118	同時期に複数の異議申立てがあったため、事務処理に時間を要したため。